

## 消費者安全調査委員会 委員懇談会 議事要旨

日 時：令和6年10月10日（木）11:01～11:07

場 所：共用1208特別会議室

○消費者庁事故調査室長 これより、消費者安全調査委員会委員懇談会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中御参加いただきまして、ありがとうございます。

私は、消費者庁事故調査室の塚越でございます。本懇談会の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

消費者安全調査委員会は、本年10月1日に第7期目を迎えまして、7名の委員の方々が内閣総理大臣より委員として任命されました。お名前につきましては、お手元に委員名簿を配付させていただいておりますので、そちらを御参照いただければと思います。

本日、消費者安全調査委員会開催に先立ちまして、委員懇談会を開催させていただきました。これは、消費者安全調査委員会令第2条の規定において、「調査委員会の会議は、委員長が招集する」とされていることから、また、消費者安全法第21条第1項の規定において、「調査委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する」とされていることから、委員の皆様にお集まりいただき、この場で委員長を互選により選任いただき、選任された委員長によって、この後、消費者安全調査委員会を招集、開催いただくためでございます。

それでは、どなたか委員長を御推薦いただける方はいらっしゃいませんか。

宗林委員、お願いします。

○宗林委員 私は、中川委員を推薦させていただきます。

中川委員は、消費者安全調査委員会には委員としても参加されておりますし、第4期以降、委員長としてなさっています。

私は、前回、第6期から御一緒させていただいておりますけれども、ネオジムの磁石のフォローアップで、規制を強化したりとか、あと、HIFUなども医師しかできないということになって、様々な成果も出ておりますし、幅広い題材があるわけですけれども、それを委員長のさばきで事案を整理して率いていらっしゃいますので、私としては、中川前委員長に、今回も委員長をお願いしたいと思います。

○消費者庁事故調査室長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

ただいま、中川委員を推薦される御発言がございましたが、異議はございませんでしょうか。

(首肯する委員あり)

○消費者庁事故調査室長 ありがとうございます。

皆様、御意見が一致したということで、中川委員が委員長に選任されました。中川委員長より、一言お願いいたします。

○中川委員長 中川でございます。謹んでお受けしたいと思います。

先ほど御紹介がございましたが、私、消費者安全調査委員会は長い委員歴がございます。第1期、第2期と委員として、畑村委員長のもとで仕事をさせていただきました。そこで、畑村イズムといますか、失敗学といますか、それを叩き込まれたなど感じております。

その後、第4期以降、また参加いたしまして、そこからは委員長として参加をいたしました。

今回ちょうど第6期の積み残しが3つほどございまして、それをこの第7期の最初に取り扱わなくてはいけないのですけれども、前期までの経験といますか、特に、もう少しこうすればよかったかなということも踏まえて、委員会とそれから部会のお互いの歯車のかみ合わせ方ということについても、改善しながら進めていくことができればいいかなと考えております。

それから、調査委員会の仕事の範囲は、本当に広がっておりまして、第1期の頃は、本当に原因解明ということが中心だったわけですが、近時は、それにプラスして、どのようなアウトプット、特に法制との関係、これは、やればやるほど非常に複雑な問題だということが分かってきました。その両方について幅広くやっていくことが、ますます我々の任務として重要かなと考えております。

委員の皆様の御協力を得て、こうした困難な任務を遂行していきたいと思しますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○消費者庁事故調査室長 ありがとうございます。

それでは、委員長の選任ということで、この懇談会の目的、予定は終了したわけですが、中川委員長、この後、委員会開催はいかがいたしましょうか。

○中川委員長 少し時間が空きますけれども、予定が11時15分ということですので、予定どおりでよろしいのではないのでしょうか。

○消費者庁事故調査室長 承知いたしました。

委員長から開催のお話がありましたので、11時15分から第146回消費者安全調査委員会を開催させていただきます。

この後、準備のため、少しお時間を挟ませていただきます。

それでは、懇談会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。